

個人情報開示請求等に関する審査請求手続について

個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示決定等の処分についての審査請求は、同法第106条第1項の規定により行政不服審査法の規定の一部が適用されず、個人情報の保護に関する法律及び堺市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、主に以下のような手続が行われます。

- 行政不服審査法に基づき設置する堺市行政不服審査会ではなく、学識経験者などにより組織する堺市個人情報保護審議会に諮問されます。
(個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項)
- 行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理手続は行われません。
なお、審理手続の一部は、審査庁が行います。
(行政不服審査法第9条、個人情報の保護に関する法律第106条)
- 堺市個人情報保護審議会は、諮問を受けた事項について、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者にその知っている事実を陳述させる等の調査を必要に応じて行うことが可能です。(堺市個人情報の保護に関する法律施行条例第17条第4項)
- 堺市個人情報保護審議会に諮問された後、審査請求人等は、当該審議会に対し、意見の陳述(堺市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条)のほか、意見書や資料の提出(堺市個人情報の保護に関する法律施行条例第19条)が可能です。

※堺市個人情報保護審議会の事務局は、市政情報課(電話：072-228-7439)です。

関連規定

■行政不服審査法

(審理員)

第 9 条 第 4 条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第 17 条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1) 内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項又は国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する委員会
- (2) 内閣府設置法第 37 条若しくは第 54 条又は国家行政組織法第 8 条に規定する機関
- (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員又は同条第 3 項に規定する機関

■個人情報の保護に関する法律

(審査会への諮問)

第 105 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び第 107 条第 1 項第 2 号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 前 2 項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第 1 項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第 106 条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条、第 40 条、第 42 条、第 2 章第 4 節及び第 50 条第 2 項の規定は、適用しない

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第 9 条第 4 項	前項に規定する場合において、審査庁	第 4 条又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 107 条第 2 項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第 31 条第 1 項	同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 31 条第 1 項
	前項において読み替えて適用する第 34 条	同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 34 条
	前項において読み替えて適用する第 36 条	同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 36 条
第 11 条第 2 項	第 9 条第 1 項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 3 項、第 33 条から第 37 条まで、第 38 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 39 条並びに第 41 条第 1 項及び第 2 項	審理員	審査庁
第 25 条第 7 項	執行停止の申立てがあったとき	執行停止の申立てがあったとき

	き、又は審理員から第 40 条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	
第 29 条第 1 項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第 29 条第 2 項	審理員は 提出を求める	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては 提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第 29 条第 5 項	審理員は 提出があったとき	審査庁は、第 2 項の規定により 提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第 30 条第 3 項	参加人及び処分庁等 審査請求人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人） 審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第 31 条第 2 項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第 50 条第 1 項第 3 号において同じ。）
第 41 条第 3 項	審理員が 終結した旨並びに次条第 1 項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第 2 項及び第 43 条第 2 項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	審査庁が 終結した旨を通知するものとする

第 44 条	行政不服審査会等	第 81 条第 1 項又は第 2 項の機 関
	受けたとき（前条第 1 項の規定 による諮問を要しない場合（同 項第 2 号又は第 3 号に該当する 場合を除く。）にあつては審理員 意見書が提出されたとき、同項 第 2 号又は第 3 号に該当する場 合にあつては同項第 2 号又は第 3 号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第 50 条第 1 項第 4 号	審理員意見書又は行政不服審査 会等若しくは審議会等	第 81 条第 1 項又は第 2 項の機 関
第 81 条第 3 項において準 用する第 74 条	第 43 条第 1 項の規定により審 査会に諮問をした審査庁	審査庁

■堺市個人情報の保護に関する法律施行条例

（個人情報保護審議会）

第 13 条 次に掲げる事務を行うため、堺市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- （1） 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 33 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 46 条第 1 項の規定による諮問（第 17 条及び第 23 条において単に「諮問」という。）に応じ、調査審議すること。
- （2） 次項又は議会個人情報保護条例第 51 条の規定による諮問に応じ、審議すること。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- （1） この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

3 審議会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運営に係る事項について、実施機関及び議会に意見を述べることができる。

（組織及び委員）

第 14 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 委員に支給する報酬の額は、日額 13,500 円とする。

(部会)

第 15 条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第 16 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審議会の調査権限)

第 17 条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関並びに議会及び本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第 18 条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 19 条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 20 条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 17 条第 1 項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第 4 項の規定により調査をさせ、又は第 18 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第 21 条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(調査審議手続の非公開)

第 22 条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 23 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。